

令和 7 年 8 月 21 日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合
(保健医療係：6208-7591～7593)

「資格確認書」及び「資格情報通知書」の取扱いについて

令和 6 年 11 月 29 日付け「地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正に伴う「組合員証等」及び「資格確認書」等の取扱いについて」によりお知らせした「資格確認書」及び「資格情報通知書」の取扱いについて、交付対象者や配付方法を改めて整理しましたので、次のとおりお知らせします。

記

1 資格確認書の交付について

新たに当組合に加入した組合員及び被扶養者（以下「新たな加入者」という。）のうち、マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の利用登録を行っていない方等については、交付希望の有無に関わらず当組合の職権により「資格確認書」を交付します。（組合員からの申請不要）

また、マイナ保険証での受診が困難である等、組合員からの申請に基づき交付する場合があります。

交付対象者や配付方法等の詳細については、別添 1 「資格確認書の詳細」をご確認ください。

2 資格情報通知書の交付について

新たな加入者全員に対し、当組合においてマイナンバーと健康保険情報の登録が完了したことの通知を目的として「資格情報通知書」を交付します。

交付対象者や配付方法等の詳細については、別添 2 「資格情報通知書の詳細」をご確認ください。

3 説明文のホームページへの掲載について

資格確認書又は資格情報通知書の交付を受けた方は、当組合ホームページに掲載している説明文を必ずご確認ください。

(1) 説明文 1 「資格確認書について」

資格確認書の交付を受けたとき

(2) 説明文 2 「資格確認書の不交付について」

資格確認書の交付を希望したが、マイナ保険証の利用登録を行っているため、
交付されなかったとき

※ マイナ保険証の利用登録を行っている方から「資格確認書交付申請書」又は資格確認書の再交付を目的とした「氏名等変更兼資格確認書等再交付申請書」の提出があった場合は、所属所経由にて組合員へ送付します。

(3) 説明文3「資格情報通知書について」

資格情報通知書の交付を受けたとき（新たな加入者全員）

【当組合ホームページ掲載場所】

① トップページ>短期給付>資格確認書等

(URL : <https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/shikakusho/>)

・・・説明文1「資格確認書について」・説明文2「資格確認書の不交付について」

② トップページ>短期給付>資格情報のお知らせ・資格情報通知書について

(URL : <https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/shikakujo/>)

・・・説明文3「資格情報通知書について」

※令和7年9月にホームページをリニューアル予定のため、掲載場所が変更になることがありますのでご了承ください。

4 臓器提供意思表示欄保護シールについて

資格確認書裏面の臓器提供意思表示欄（記入は任意）を見えないようにするための個人情報保護シールを希望される方は、当組合（保健医療係）までご連絡ください。

5 マイナ保険証の利用登録のお願い

当組合より交付している組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）は、令和7年12月1日（月）に有効期限を迎えます。

医療機関等では、マイナ保険証で受診いただくことが基本となっています。

マイナ保険証は、情報提供に同意することで過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができる等のメリットがあります。

マイナ保険証の登録が完了されていない方は、マイナンバーカードの交付を受け、保険証の利用登録を行っていただきますようお願いいたします。（既にマイナンバーカードを持っている方も利用登録は必要です。）

組合員証等の有効期限後の取扱いについて

有効期限を過ぎた組合員証等については、自身で破棄していただきますようお願いいたします。

ただし、有効期限前に組合員又は被扶養者が資格喪失となった場合は、必ず当組合へ組合員証等を返納してください。また、紛失や盗難等で返納できないときは、「資格確認書等返納不能届」を所属所へ提出をお願いします。